

別表第4（医療機器に関する表示の特例 第226条関係）

機械器具

- 一 打診器
- 二 舌圧子
- 三 医療用鏡のうち歯鏡
- 四 結紮器及び縫合器
- 五 医療用刀
- 六 医療用はさみ
- 七 医療用ピンセット
- 八 医療用匙
- 九 医療用鉤
- 十 医療用鉗子
- 十一 医療用のこぎり
- 十二 医療用のみ
- 十三 医療用剥離子
- 十四 医療用つち
- 十五 医療用やすり
- 十六 医療用てこ
- 十七 医療用絞断器
- 十八 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器
- 十九 開創又は開孔用器具
- 二十 医療用拡張器
- 二十一 医療用消息子
- 二十二 医療用捲綿子
- 二十三 歯科用切削器
- 二十四 歯科用ブローチ
- 二十五 歯科用探針
- 二十六 歯科用充填器
- 二十七 歯科用練成器
- 二十八 歯科用防湿器
- 二十九 印象採得又は咬合採得用器具
- 三十 視力補正用眼鏡
- 三十一 視力補正用レンズ
- 三十二 コンタクトレンズ（視力補正用のものを除く。）

医療用品

- 一 整形用品
- 二 副木